

分担研究報告書

諸外国における食品衛生規制方法に関する調査研究

分担研究者 佐藤勝也

厚生科学研究費補助金(生活安全総合研究事業)
分担研究報告書

諸外国における食品衛生規制方法に関する調査研究

分担研究者 佐藤 勝也 日本輸入食品安全推進協会常務理事

研究要旨

欧州連合、タイを調査対象として、主に食品衛生規制のための制度、関連する行政機関の組織及び役割、食品等の輸入手続に関する事項についてとりまとめたほか、ニュージーランドにおいて実施されている豪州との食品法令統合計画の動向についても調査した。

また、遺伝子組換え技術を応用した食品については、消費者の動向、環境への配慮等を含め各国の対応は、模索の段階にあるが、遺伝子組み換え食品の現状と取組状況を調査した。

さらに、コーデックス食品輸出入検査及び認証部会の動向について調査した。同部会の主要な議題である輸出入関係国間での食品衛生規制の相互認証に際してその判断基準となる「同等性の評価指針」について一応合意されたが、その過程において食品の輸出国と輸入国の論点の相違が随所にみられた。

A. 研究目的

輸入食品が増大している現在、その安全性を確保し消費者及び社会一般の輸入食品に対する正しい認識の普及を図るため、輸出国における食品規制、殊に輸入手続き、遺伝子組換え食品等に関する規制の状況、およびこれらに関する消費者の認識や協力体制、情報公開等について情報を収集・分析する。

また、1995年の世界貿易機関(WTO)発足以来、Codex規格基準とのハーモナイゼーションが各国に課せられた基本的使命となっているものの、従来の法規制の基本的考え方や独自の法体系等から容易ではない。しかし、食品貿易の円滑な推進上、相互認証という国際的な共有化が不可欠であり、そのための同等性を同一基準で評価する指針が必要となる。

これらの観点から、我が国としてCodex活動に対する役割を果たし、我が国におけるより適切で望ましい食品衛生規制の方向を明らかにする。

B. 研究方法

1. 諸外国における食品衛生規制の動向

研究対象として、国際的にも影響力の大きい

EU、我が国にとって重要な食品輸出国であるタイ及びニュージーランドにおけるオーストラリアとの食品法令統合計画を取り上げることとし、(社)日本輸入食品安全推進協会の会員および関連する企業・団体、海外関係者、在京各国大使館等が公開する資料等を介して、主に下記項目について調査した。

- (1) 食品衛生規制のための制度(法律、規則、規格基準等)
- (2) 行政組織
- (3) 輸入手続き
- (4) 食品添加物規制
- (5) 残留有害物質規制

2. 諸外国における遺伝子組換え食品に関する取扱い状況の調査

遺伝子組換え食品の現状、諸外国における取り組み状況について調査した。

3. 「Codex食品輸出入検査及び認証制度部会」の動向

1999年2月、オーストラリア、メルボルンにおいて開催された「Codex食品輸出入検査及び認証制度部会」に参加し、主な討議事項について

てとりまとめた。

C. 研究結果(資料目次参照)

1. EU における食品輸入手続及び関連事項報告
2. タイにおける食品輸入手続及び関連事項報告
3. ニュージーランドにおけるオーストラリアとの食品法令統合計画の動向
4. 諸外国における遺伝子組換え食品に関する取扱い状況の調査
5. 「Codex食品輸出入検査及び認証制度部会」報告

D. 考察

WTO の発足に伴い、食品貿易の円滑な推進は各国に課せられた重要な命題であり、各国とも Codex 規格基準との調和を基本原則とする SPS 協定、TBT 協定等を視野に入れながらも、輸入手続き、遺伝子組換え食品の規制方法等について、各国は自国の社会・文化・経済・生活習慣等の特質を考慮し、独自の体系や考え方を導入しているのが実情である。しかし、国際的な潮流としての相互認証制度の推進、及び輸入手続の迅速簡素化の基本姿勢に変わりはない。

特に、今後の食品貿易上重要な役割を担うであろう「遺伝子組換え技術応用食品」については、消費者の動向および環境への配慮等を含めて各国の行政上の制度及び規制状況は、未だ各国の事情による模索の段階にあると言えよう。

また、相互認証に際し、その判断基準となる「同等性の評価指針」について、Codexでは一応の合意に達し、ステップ8として総会の承認を得る段階に至ったが、その過程において輸出国と輸入国内の論点の違いが随所に見られ、特に「同等性」の項目については、安全衛生面のみという主張と、その他の品質面も含めるべきなど意見の分かれるところである。

(資料目次)

1. EU における食品輸入手続及び関連事項報告

第1章 食品輸入行政機関、規則・法令

- 1 食品衛生に関わる行政部門
- 2 規則・法令の立法制定
 - 1) 立法制定の基本的考え方
 - 2) 食品法制の基本的考え方
 - 3) 法律および運用規則
 - 4) 立法、制定手続き
 - 5) 食品衛生関連規則の制定手続き

3食品衛生に関わる規則・法令

- 1) 規則・法令の統一化
- 2) 食品規制の内容
- 3) 食品規制に関わる指令

- (1) 食品添加物
- (2) 食品の表示
- (3) 食品の安全性
- (4) 個別食品
- (5) その他

4) 検疫制度

- (1) 植物検疫
- (2) 動物検疫

第2章 関連行政機関の組織、役割

- 1 EU の機関
- 2 食品衛生担当部局
 - 1) 農業総局
 - 2) 産業総局
 - 3) 消費政策総局

第3章 食品輸入の手続き

- 1 輸入手続きの流れ
- 2 輸入許可申請
- 3 関連規制のクリア

2. タイにおける食品輸入手続及び関連事項報告

第1章 食品輸入行政機関、規則・法令

- 1 食品衛生に係わる行政部門
 - 1) 食品医薬品局
 - 2) その他の行政部門
- 2 規則・法令の立法制定

- 1) 食品法制の基本的考え方
- 2) 立法、制定手続き
- 3 食品衛生に係わる規則・法令
 - 1) 食品添加物
 - 2) 食品の表示
 - 3) 食品の安全性
 - 4) 食品の規制事項
 - 5) 食品の登録と広告
- 4 検疫制度
 - 1) 植物検疫
 - 2) 動物検疫
- 第2章 関連行政機関の組織、役割
 - 1 関連機関
 - 2 食品衛生担当部長
- 第3章 食品輸入の手続き
 - 1 関連規制のクリア
 - 2 輸入手続き、許可申請
- 3. ニュージーランドにおけるオーストラリアとの食品法令統合計画の動向
 - 1 オーストラリアとの食品法令統合計画
 - 2 食品規格基準制度統合計画
 - 1) 食品規格基準制度
 - 2) 食品規格基準
 - 3) 食品規格基準外の取り決め
 - 3 ANZFA Act 1991
 - 4 ANZFA
 - 1) 設立
 - 2) 機能
 - 3) 規格基準作成時の留意事項
 - 4) 国内食品関連法の整備
 - 5 食品基準設定システム
 - 6 ANZFA Act 1991 の修正提案
 - 1) 1999修正提案の背景
 - 2) 個々の修正
 - (1) 法の目的
 - (2) 実施規範第3項「手順の延長」
 - (3) ANZFA の機能
 - (4) 食品規制手段案の強制的費用便益分析
 - (5) 食品であることの認定
 - (6) 食品規格基準の内容
 - (7) 食品規制手段実施の際に考慮すべき事項
 - (8) 食品規制再評価に基づく勧告
 - A. 提案と申請に関する告示
 - B. ANZFA は低重要度の規格基準類の件を取り扱えること
 - C. 第36項－特別な促進
 - (9) ANZFA 業務を優先させようこと
 - (10) 食品諮問委員会
- 4. 諸外国における遺伝子組換え食品に関する取扱い状況の調査
 - 1 遺伝子組換え食品(バイオテクノロジー応用食品)
 - 1-1 遺伝子組換え作物の開発状況
 - 1-2 遺伝子組換え作物の栽培状況
 - 1-3 消費者の問題意識
 - 1-4 遺伝子組換え食品の表示と情報公開
 - 1-5 遺伝子組換え食品の検証法
 - 2 諸外国における遺伝子組換え食品に関する取り組み状況
 - 2-1 米国の状況
 - 2-2 オーストラリアの近況
 - 2-3 中国の近況
 - 2-4 欧州
 - 2-4-1 EU
 - 2-4-1-1 所轄する行政当局の組織
 - 2-4-1-2 関連法規および手続き等
 - 2-4-1-3 消費者の反応
 - 2-4-1-4 現在の遺伝子組換え食品の状況
 - 2-4-2 EU 各国およびその他欧州各国における GMO 規制状況
 - 2-5 ニュージーランド
 - 2-5-1 所轄官庁・関連法制度
 - 2-5-2 表示制度
 - 2-5-3 消費者の対応
 - 2-5-4 現在の遺伝子組換え食品の状況
 - 2-6 タイ
- 5. 「Codex食品輸出入検査及び認証制度部

会」報告

- 1 食品輸出入検査および認証制度に於ける「同等性についての合意事項」に関する指針」一ステップ8としての証人を第23回 CAC 総会に提示一
- 2 食品輸入管理制度に関するガイドライン／リコメンデーション案
- 3 食品の生産および品質証明書発行時の公的様式とそのルールに関するガイドライン及び判断基準案
- 4 同等性の判断に関する事項についてのガイドライン案作成／今後の進め方
- 5 品質保証システムの活用及び促進に関するガイドライン案作成／今後の進め方
- 6 輸入国に於ける法的要求事項について、データベースを作成のためのガイドライン案作成／今後の進め方